

国民健康保険条例の改正について

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設（※ こども家庭庁資料より抜粋）

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

子ども・子育て支援法 <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>(こども家庭庁 HP)

政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※ 支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）
- 共働き・共育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金等）
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）
- 児童手当 等

医療保険各法等

医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収する

(2) 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ（条例第12条の6関係）

| | 改正前 | | 改正後 |
|-------------|-------------|---|----------------------------------|
| ●医療保険分 | 660,000 円 | ⇒ | <u>670,000 円</u> (10,000 円増額) |
| ●後期高齢者支援金分 | 260,000 円 | ⇒ | 260,000 円 (変更なし) |
| ●介護保険分 | 170,000 円 | ⇒ | 170,000 円 (変更なし) |
| ●子ども・子育て支援分 | 0 円 | ⇒ | <u>30,000 円</u> (令和8年度より) |
| 合 計 | 1,090,000 円 | | 1,130,000 円 |

(3) 国民健康保険料の軽減判定所得の引き上げ（条例第16条の2関係）

国民健康保険料の5割、2割軽減の判定所得額を次のとおり引き上げる。経済動向等の動向を踏まえ軽減判定所得額の引き上げを行う。

| | 改正前 | | 改正後 | |
|-------------|----------|---|-----------------|-------------|
| ● 5割軽減判定所得額 | 305,000円 | ⇒ | <u>310,000円</u> | (5,000円増額) |
| ● 2割軽減判定所得額 | 560,000円 | ⇒ | <u>570,000円</u> | (10,000円増額) |

(4) 施行期日

令和8年4月1日